

訂正情報

「第2版 Q&A でわかる 相続時精算課税制度と各贈与税特例制度の活用」(平成31年2月28日発行)において誤りがありましたので、お詫びの上、訂正させていただきます。

税務研究会出版局 (H31.4.26)

	誤	正
98 頁	<p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 贈与を受けた時に日本国内に住所を有すること。</p> <p>② 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、<u>かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</u></p> <p>③ 贈与を受けた時に、日本国内に住所も日本国籍も有しないが、贈与者が<u>日本国内に住所を有していること。</u></p> <p>(注) ③は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 贈与を受けた時に日本国内に住所を有すること <u>(一定の者を除く。)</u>。</p> <p>② 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、その贈与前 <u>10 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</u></p> <p>③ 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、その贈与前 <u>10 年以内に日本国内に住所を有したことがないが、贈与者が一定の要件を満たしていること。</u></p> <p>④ 贈与を受けた時に、日本国内に住所も日本国籍も有しないが、贈与者が<u>一定の要件を満たしていること。</u></p>
117 頁	<p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 贈与を受けた時に日本国内に住所を有すること。</p> <p>② 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、<u>かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</u></p> <p>③ 贈与を受けた時に、日本国内に住所も日本国籍も有しないが、贈与者が<u>日本国内に住所を有していること。</u></p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 贈与を受けた時に日本国内に住所を有すること <u>(一定の者を除く。)</u>。</p> <p>② 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、その贈与前 <u>10 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</u></p> <p>③ 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、その贈与前 <u>10 年以内に日本国内に住所を有したことがないが、贈与者が一定の要件を満たしていること。</u></p> <p>④ 贈与を受けた時に、日本国内に住所も日本国籍も有しないが、贈与者が<u>一定の要件を満たしていること。</u></p>

(アンダーラインが訂正箇所です。)